

令和8年度 貞享義民記念館 公募企画展示
募集要項

令和7年11月 日

1 趣旨

貞享義民記念館条例(以下「条例」とする。)に基づき郷土の歴史や民主主義の意義、人権尊重の精神を広く啓発し、教育文化の向上に資することを目的として、令和8年度に市民又は団体(以下、「市民等」とする)との共同で開催する展示について、下記のとおり出展者を募集する。

2 応募資格

次のいずれかに該当する者。

- (1) 安曇野市内に在住、在勤又は在学する個人
- (2) 安曇野市内に所在する団体

3 展示内容

次の(1)～(5)の 1 つ以上に該当し、貞享義民の業績や郷土の歴史、民主主義の意義や人権尊重の精神を広く啓発し、教育文化の向上に資するといった貞享義民記念館の使命にふさわしい展示とする。

- (1) 貞享義民に関わる調査研究の成果を発表する展示
- (2) 郷土の歴史、考古、民俗及び自然等について研究した成果を発表する展示
- (3) 人権教育に関する展示
- (4) 創作活動の成果を発表する展示
- (5) 教育の向上に資する内容の展示

4 展示期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日のうち最大で4週間とし、申込書に第1・2希望を記入する。
(但し、11月7日から12月27日は除く)

5 展示等の条件

展示等とは、展示のほか、関連する企画(ワークショップ、講演会、演奏会など)とする。出展者は、条例及び貞享義民記念館管理規則(以下、「規則」とする。)の規定を遵守する。特に、条例第7条「利用の制限等」、第11条「利用許可の取り消し」は、申し込み前によく理解するものとする。

(1) 全般

- 展示等は出展者の責任で開催する。また、展示等にかかる費用(輸送費、作品設置費など)は出展者の負担とする。
- 展示等にかかる運搬、展示作業(展示期間中の防災・防犯対策、個別の温湿度管理などを含む)、事務手続きは出展者が行う。
- 展示等を行うために法令等の手続きが必要な場合は出展者が行う。(指定文化財等を展示する場合の手続き、調理を伴う場合の手続き、など)
- 安曇野市から出展者・作品所有者・関連する企画の講師等に対する謝礼等の支払いは行わない。
- 展示等は、年齢、性別、国籍、文化、身体的な能力などに関わらず全ての人が鑑賞・参加しやすいものとなるよう配慮する。
- 作品・資料等の販売は禁止する。また、誤解を招かないよう展示作品・資料等への価格表示は行わない。
- 展示等の内容は第三者の権利等を侵害しないものとし、このことに対する質問・相談・提案・苦情があった場合は、出展者が誠実に対応する。

(2) 展示

- ・ 展示品の破損・盗難等については、安曇野市は責任を負わない。また、展示・運搬中の保険の対応はしない。
- ・ 展示にかかる企画展示室の入場料を徴取する場合は、必要最低限かつ合理性のある金額とする。
- ・ 企画展示室の暖房を使用する場合、出展者は展示期間終了後に実績に応じて使用料を支払う。この場合の暖房費は減免の対象としない。
- ・ 企画展示室内では、飲食・火気使用を禁止とする。

(3) 関連する企画

- ・ 関連する企画で受講料、材料費、資料代などを徴取する場合、これらは展示の入場料等とはみなさない。ただし、その金額は必要最低限かつ合理性のあるものとする。
- ・ 関連する企画で研修室・シアターを使用する場合、使用料(冷暖房費を含む)は減免対象としない。

6 貞享義民記念館の役割

展示等に際して、貞享義民記念館は次のような役割を担う。

(1) 広報(市広報誌、貞享義民記念館ホームページ掲載)

(2) 展示作業補助

7 使用料及び減免額

出展者は条例第8条及に定められた使用料を納付する。ただし、条例第9条及び同管理規則第6条第2項第2号の要件を満たし、かつ貞享義民記念館使用料等減免申請書を提出した場合、企画展示室の使用料(暖房費を除く)に100分の80を乗じた額を減免対象とする。

条例別表第1(第8条関係)抜粋

企画展示室	入場料等を徴収しない場合	1日につき 1,620 円
	入場料等を徴収する場合	1日につき 2,430 円

8 応募

(1) 応募件数

応募は一個人または一団体に付き年度内1件とする。

(2) 応募方法

申込書に必要事項を記入し、貞享義民記念館へEメール・FAX・郵送・持参で提出する。

(3) 募集期間

令和7年12月23日(火)から令和8年2月15日(日)まで

(4) 提出先

〒399-8101 安曇野市三郷明盛 3209 貞享義民記念館

電話 0263-77-7550 FAX0263-77-7551 Eメール gimin@city.azumino.nagano.jp

(5) 調整

貞享義民記念館の主催事業や他の応募者の希望会期と期間が重複する場合、または展示品等の取り扱いについて相談が必要な場合などは、審査前に個別に申込者と調整することがある。

(6) 二次募集

当初募集枠の内定後、企画展示室の使用状況に余裕がある場合は、追加の申し込みを随時受け付ける。ただし、すでに展示等が決定している出展者の同一年度内の応募は受け付けない。

9 審査

(1) 審査項目

申し込みのあった件に対し、次の項目について審査する。

- 形式審査(提出書類、応募資格)
- 内容審査(展示内容、開催期間、展示等の条件)

(2) 審査結果

審査結果は、令和8年3月初旬に応募者全員に対して通知する。